

相談の曜日・時間

相談内容	曜日	日	月	火	水	木	金	土
電話相談		10:00~15:30			10:00~15:30			
面接相談(予約制)			休館日				10:00~15:30	
法律相談(予約制)								第1・第3週 13:30~16:30
男性のための相談								第4週 10:00~12:00
女性のための性からの相談(予約制)							第2週 13:00~14:00 (電話相談) 14:00~15:00 (グループ相談)	
三重県立看護大学 助産師による相談						13:00~15:00 (第1~第4週)		

★「電話相談」及び予約の申し込みは☎059-233-1133
★「男性のための相談」及び「助産師による相談」は☎059-233-1134

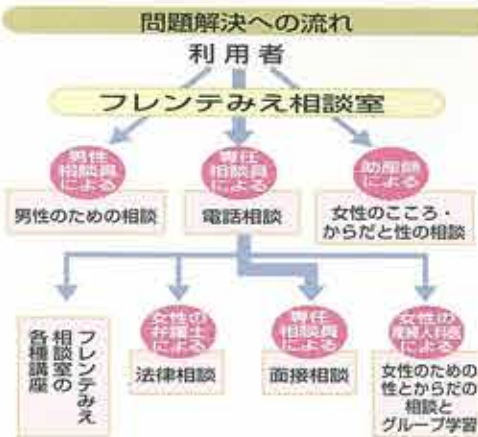
はい! フレンテみえ 相談室です

困ったなと思ったらひとりで悩まないで...
まず電話相談のご利用を

電話だけでは解決がつかない場合、
面接相談を利用することもできます。

さらに専門的な助言が必要な場合には、
女性の弁護士、女性の産婦人科医師による
専門相談も利用できます。

相談の内容によっては専門の相談機関を紹介します。



の一つだと思っただけではないでしょうか。まず、90年代のはじめ、「育児休業法」が成立施行されました。この法律のおかげで、長い間批准できなかった「ILO156号条約」というものを批准します。批准するには、家庭責任を持つ男女労働者への一定の配慮が制度上整っている必要があったからです。

やがて、介護休業が加わって、両方を合わせて99年に「育児・介護休業法」が成立。という具合に、仕事と家庭の両立を図る制度が整っていったわけです。

また、きっかけは、残念ながら、あの悲しい出来事「阪神・淡路大震災」でしたが、戦後50年の日本のそれなりの民主主義の中で、個人を土台とした新しい公共の形成という意味で、いわゆる「NPO法」ができあがったのが98年です。

ところで、「女子差別撤廃条約」という条約を日本は85年に批准していますが、批准するにあたって、問題となる法制度がいくつかございました。

その一つが、「父権優先血統主義」といって、父が日本人なら日本国籍を取れるけど、母だけが日本人で父が外国人だったら日本国籍を取れないというものです。それから、一番大変だったのが「男女雇用機会均等法」。このことは2年ほど前のNHKのテレビ番組「プロジェクト



X」で紹介されましたが、どちらかと言えば保守的な役所が、超保守的な財界・経済界と闘ってこの法律をつくったわけですね。

一つエピソードを紹介すると、当時の労働省女性局長は後に文部大臣にもなった赤松良子さん。外務省で「女子差別撤廃条約」を担当する条約局長をしていたのが皇太子妃の実父である小和田恒さんでした。小和田局長は、「実は私の家にも子どもがおりまして、みんな女ばかりですが、彼女たちの未来のために」と大変ご努力をされたそうです。

それから14年後、99年に「改正雇用機会均等法」が施行され、募集・採用から定年に至るまで女性差別が禁止され、セクシュアル・ハラスメント防止の努力義務が事業主に課されました。

また、00年に施行されたのが「地方分権一括法」ですが、私は当時、政府の「地方分権推進委員」として深く関わらせていただきましたが、私たちが最初「機関委任事務を廃止する」と言い出したときは蜂の巣を突いたような騒ぎでした。6年後委員会が解散するとき、委員長だった諸井慶さんは、「地方分権の道のりはまだまだ遠い、いわば、目の前に大きな地方分権という山がそびえ立っているようなもので、我々がしがたことは、その裾野にベースキャンプを張ったに過ぎない」とおっしゃいました。これからは皆様が中心になって、地方分権の実(じつ)を上げていただくということですね。

とにかく、この流れの中で、「地方分権一括法」が00年4月に施行されました。また、同年同月に基礎的自治体である市町村が実施主体となり、住民が参画するという介護保険制度が施行されました。これは偶然ではなく、実は歴史の必然だ

~ご存知ですか「ヘルシーピープルみえ・21」 全国初です「三重県健康づくり推進条例」~

三重県では、県民の健康づくりを市民活動団体、企業、市町村などと協力して、社会全体で支援しようとする、三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」(通称「ヘルピー」)をつくり、いろいろな事業を進めています。

また、昨年4月からは全国に先駆け「三重県健康づくり推進条例」を施行し、将来に向け健康づくりに取り組むことを規定したところです。

くわしいことの照会やパンフレットの請求は、下記まで御連絡ください。

○三重県健康福祉部健康づくりチーム

(電話) 059 (224) 2294 (FAX) 059 (224) 2340

(ホームページ) <http://walk.to/hpm21> ※是非ご覧下さい。

○最寄りの県民局保健福祉部(保健所) 「ヘルシーピープルみえ・21」担当

Coffee Break

一度は聴きたい世界の洋囃 やっばり聴きたい英哲の和太鼓

林 英哲 meets 山下洋輔 乾坤価千金

子供ができる前はよくコンサートに出掛けたのに、日頃そう思っているお父さん、お母さんに朗報です。子育ては楽しいこともいっぱいですが、自分の時間がなくて毎日大変。こんなときこそ上手に気分転換をすることが大切です。そこで3月の伸道郁代ピアノリサイタルに続き、本公演にも未就学児託児サービスをご用意しました。

お子様のお世話をするのは経験豊富な専門業者、託児場所もホールがあるのと同じセンター内ですから、安心してお預けいただけます。公演チケットご予約の際に、まず託児希望とお申し出ください。

和太鼓とジャズピアノの競演で独身気分を満喫。価千金のひとときをお楽しみください。



公演日:平成15年4月12日(土)
コンサートは未就学児入場不可
会場:三重県文化会館 大ホール
開場:午後6時00分/開演:午後6時30分
入場料:S席6,000円 A席5,000円 B席4,000円
チケット好評販売中
チケット販売所:三重県文化会館チケットカウンター、チケットぴあ、県内レコード高組合加盟店
託児:0才~就学前対象。完全予約制(2週間前まで)、先着順(お早めにお申込ください)。こども1人につき1,000円(おやつ代含む)申込・詳細はチケットカウンターまで。
主催:三重県/三重県教育委員会/(財)三重県文化振興事業団
共催:F.M三重/後援:三重テレビ
問合せ:三重県文化会館チケットカウンター
TEL:059-233-1122

対談

「社会変革に向けた三重からの発信」

樋口恵子さん・北川正恭(三重県知事)

この他にも、前文に「男女共同参画社会の実現を、21世紀我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が99年に施行され、ドメスティック・バイオレンスを禁止する法律ができたり、その少し前には「児童虐待防止法」ができたりします。

こうして見てきますと、老若男女を問わず一人ひとりの人権、暮らしを大事にしていく、また、社会というものを構造的に見直すという意味で、90年代の後半を、私はクリエイティブ・ディケイド、創造の10年と思いたい、少なくともその面に立ちながら日本の元気を増やしていかなければならないと思います。

樋口:三重県の方のご要望でもあるかと思えますが、全国からも期待されて来ておりますから、是非これからの構想についてお聞かせください。

北川:私も知事になって7年半ですが、税を納めていただく人々の立場から生活者起点で進めなければならぬという考え方でやってきまして、随分変わってきかたと思うんです。

最初には異端の道でも、その方向や目的が正しければ常識化するというわけです。樋口:異端者といえは、北川知事もそうだったかもしれません。しかし、冷たい視線にめげず臆せず次々と改革を打ち出されましたよね。私は二期で辞めてほしいなかつた。地方分権等に関わらせていただいていることは、国がしっかりと進まないと進まないけど、その一方のパートナーである地方もしっかりと進まなければ何も進まない。そういう意味で、リーダーシップを発揮することのできる知事さんたちが連合していくのがいいなあと、思っていたんです。でも、どのようにして、この8年間のような実績を挙げる

ことができたのですか。

北川:世の中の切り口の一つは、地方分権だと思っております。私がなぜ情報公開をやるか、一生懸命訴えるかというところ、地方分権に直結するからです。主権在民を本当に実現するには、皆さん方ご自身の負担(税)と受益(サービス)とをしっかりとらさせ、つまり行政が身近にあって情報公開されることです。そうすれば、自分たちの街は自分たちできちっと治めていく、となります。

企業や国・自治体で情報公開が進めば、地域とか職場とかがきつとすぐれたものになると思っています。

